

市・県民税の申告を忘れずに!

市・県民税の申告が必要な人

昨年中に所得があり、本年1月1日現在、市内に住所がある

申告が原則不要な人

- 給与所得のみで、勤務先から年末調整済みの給与支払報告書が提出されている
 - 公的年金などの所得のみで所得控除額に変更がない
 - 所得税の確定申告をする
- ※ 特定上場株式等の配当所得・上場株式等の譲渡(源泉徴収がある特定口座)に係る所得が、所得税と異なる課税方式の場合は申告が必要です。

昨年中に所得がなくても申告が必要な人

- 所得証明書や所得課税証明書など所得0円の記載がある証明書の発行が必要
- 配偶者控除や扶養控除の対象外で、国民健康保険などに加入している人(保険料の算定に必要)、各種手当(児童手当など)や免除(国民年金など)の申請をする人

郵送での提出にご協力を!

市・県民税の申告書は郵送でも受け付けます。記入・押印の上、必要書類を同封して市民税課(〒373-8718 住所不要)へ郵送してください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため申告会場の来場は控え、できるだけ郵送での提出をお願いします。

- ※ 必要書類がない場合は控除が受けられません。
- ※ マイナンバーに関する確認書類は写しを添付してください。
- ※ 日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

市HPから申告書の入力ができます

面倒な計算は自動で行われますので大変便利です。入力後は印刷するか申告書に計算結果を書き写して郵送してください。



▲市HP

来場の分散化にご協力を!

感染症拡大防止のため、郵送での提出が難しい人のみ申告会場へお越しください。来場の際は待ち時間短縮のため、次のことに協力をお願いします。

- 営業等・農業・不動産所得=収入と経費を事前にまとめる
 - 医療費控除=医療費と保険金などで補填された金額を集計し、事前に明細書を作成する
- ※ 領収書の提出は不要ですが、自宅で5年間保存してください。

障害者控除対象者認定書の発行

障害者手帳などがなくても障害者・特別障害者に準ずる者として認定書を発行します。

対象 65歳以上の要介護認定者で、認知症や身体上の障がいがある一定以上の基準に該当する人

※ 対象者には申請書などを郵送します。

申し込み 申請書に記入して直接、介護サービス課(市役所1階)へ

介護サービス課 0276-47-1939

市・県民税申告受付日程

安全のためのお願い

- 体調が悪い場合は来場を控えてください。発熱や咳、風邪の症状がある人は来場をお断りします
- マスクの着用、咳エチケット、手指消毒、会話は最小限とし、十分な間隔の確保を心掛けてください
- 家族分は代理での申告もできます(介助の人などの同行は問題ありません)

市・県民税のみ受け付ける会場

実施日	会場	受付時間
1月28日(木)～ 2月9日(火)	市役所本庁舎(2階ラウンジ) ※駐車場の混雑が予想されるので、公共交通機関でお越しください。	午前9～11時 午後1～4時 (土・日曜日を除く) ※午前中は混雑が予想されます。

確定申告も受け付ける会場

実施日	会場	受付時間
2月15日(月)～ 3月12日(金)	新田庁舎(2階大会議室)	午前9～11時 午後1時～3時30分 (土・日曜日、祝日を除く)

- ※ 混雑の状況により、時間内でも受け付けを終了することがあります。
- ※ 感染症拡大状況などの諸事情で会場を閉鎖する場合があります。

感染症対策のため、会場を縮減しています

尾島庁舎・藪塚本町庁舎会場は開設しません。

イオンモール太田会場は税務署による所得税の確定申告のみを行い、市・県民税申告は受け付けしません。

申告時に必要な物

対象者	必要書類など
全員	印鑑、マイナンバー(個人番号)カードまたはマイナンバー記載書類+本人確認書類(例:マイナンバー通知カード+運転免許証または保険証) ※控除対象(同一生計)配偶者や扶養親族、事業専従者がいる場合、その人の個人番号も申告に必要です(書類は不要)。
給与所得者	源泉徴収票または支払証明書など
年金所得者	源泉徴収票
事業(営業等・農業)・不動産所得者	収支内訳書、収支が分かる帳簿、領収書など(領収書は事前に科目ごとに計算しておいてください)
雑・一時所得者	支払調書または収入・経費が分かる書類
配当所得者	支払調書、支払通知書
雑損控除	損害額が分かる書類、補填された保険金や補助金の額が分かるもの、り災・被災証明書など
医療費控除	医療費の明細書(医療費の合計金額と補填された保険金や高額療養費の金額を事前に集計した明細書の提出が必要です)
社会保険料控除(国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金など)	納付済証明書、保険料控除証明書など支払額が分かる書類 ※国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険は、該当者に「確定申告・住民税申告用」の納付済証明書を1月下旬までに郵送します。
生命保険料控除	生命保険料控除証明書など
地震保険料控除	地震保険料控除証明書など(平成18年12月31日までに契約した旧長期損害保険料を含む)
障害者控除	障害者手帳、認定書など
寄附金控除	寄附金受領証明書、領収書など

市民税課 0276-47-1932

ごみ分別促進アプリ



「さんあ～る」



ごみの分別方法や収集日の確認などに便利なアプリをご利用ください。

ダウンロードはこちら



清掃センター 0276-31-8153